

# 加 須 市

## 同和行政基本方針

(改訂案)



令和5年●月 改訂

加 須 市

目 次
-----

1	基本方針改訂の趣旨 .....	1
2	これまでの成果と課題 .....	3
	(1) 教育・啓発	
	(2) 環境改善	
	(3) 産業・職業	
	(4) 福祉	
3	今後の同和行政の基本姿勢 .....	7
	(1) 人権行政の重要課題としての同和問題	
	(2) 差別意識の早期解消に向けた教育・啓発の推進	
	(3) 一般対策の活用	
4	今後の同和行政の推進方向 .....	8
	(1) 教育・啓発の推進	
	(2) 相談体制の充実	
	(3) 「えせ同和行為」の排除	
5	推進体制等 .....	10
	(1) 審議機関	
	(2) 推進組織	
	(3) 広域組織・関係機関との連携・協力	
	(4) 民間運動団体との連携・協力	
	体系図 .....	12

## 1 基本方針改訂の趣旨

同和問題を解決するため、昭和40年(1965年)に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申(以下「同和対策審議会答申」という。)が出され、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であるとともにその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」という認識が示されました。この「同和対策審議会答申」を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」(以下「特別措置法」という。)が施行されて以来、33年間、数次の法の変遷を経て、同和問題の解決のため諸施策が講じられてきましたが、平成14年(2002年)3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、国の特別措置法等を拠り所としていた同和行政は、大きな転換期を迎えました。

この間の特別対策により、一部に課題が残るものの物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別対策終了後は、教育、就労、産業などのなお残された課題について、一般対策に一定の工夫を加え実施することにより改善が図られ、また、偏見や差別意識の解消、そして人権意識の高揚につきましても、一定の成果をあげてきました。

加須市(以下「本市」という。)においても、これまで、同和対策審議会答申及び地域改善対策協議会意見具申等の同和問題に関する基本認識を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な課題とし、その解決に向け、取り組んできたところです。

しかしながら、全国各地において、依然として差別意識や偏見に基づくと思われる結婚問題をはじめ、行政書士等による戸籍謄本などの不正取得事件やインターネットの匿名性を利用した差別情報の掲載などの大変残念な事象が後を絶たない状況が見受けられ、同和問題における心理的差別は、いまだ課題が残っています。

このような状況を受け、平成28年(2016年)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

さらに、令和4年(2022年)7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例では、部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めています。

これら同和問題に関わる社会情勢の変化や法制度の改正に適切に対応するとともに、令和3年(2021年)2月策定の「第2次加須市総合振興計画」や「加須市人権施策推進基本方針」との整合性を図るため、本基本方針を改訂するものです。

## 2 これまでの成果と課題

本市では、これまで同和問題の早期解決を市の重要課題と位置付け、教育・啓発、環境改善、産業・職業、福祉などの分野における施策を積極的に推進してきました。その結果、一部に課題が残るものの物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。また、偏見や差別意識の解消、そして人権意識の高揚についても、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、最近では、全国各地で相次ぐ戸籍謄本等を不正に取得し、結婚や就職の身元調査に利用することやインターネット上の掲示板等を利用した差別書き込みなど、差別意識や偏見によると思われる問題が発生しており、デジタル化の進展に伴い、同和問題は新たな局面を迎えています。

このような状況を受け、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。さらには、令和4年(2022年)7月に、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

今後とも、これまでの同和行政の成果と課題を整理し、同和行政の方針に反映させることが必要です。

### (1) 教育・啓発

教育・啓発の推進にあたっては、学校教育・社会教育を通じて各種の事業を実施してきました。特別措置法施行以前においては、児童生徒の進学率や学力面で地区外の児童生徒との間に大きな格差が見られ、さらに、教育の機会が十分に保障されなかったために、学歴の格差や教育水準の格差が見られました。こうした格差を解消するために特別措置法施行後、教育集会所や隣保館を活用した学力向上学級や成人学級の開催のほか、奨学金制度や入学支度金制度の利用を促進し、教育水準の向上と格差の是正を図りながら、併せて、仲間づくりや地域交流が促進されたことも大きな成果でした。

学校における人権・同和教育の推進にあたっては、同和教育を人権教育の

中核に据え、各学校において全体計画や年間指導計画を作成し、計画的に進めてきました。その結果、相手を思いやる心や仲間意識などが育ってまいりましたが、知的理解にとどまらず、態度や行動に現れる人権感覚を身につけていくことが課題となっています。さらに、教職員の人権意識の高揚は不可欠で、今後も「差別の現実から学ぶ」を基本に、研修会や研究集会への参加をとおして指導者の育成に努めていく必要があります。

また、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、民間運動団体関係者をはじめ、学校教育・社会教育や行政機関の関係者で組織された「加須市人権教育推進協議会」を中心に人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

そのような中、戸籍謄本等を不正に取得し、身元調査などを行なうことや、匿名性を利用したインターネットへの差別書き込みなど、差別意識や偏見に基づくと思われる差別事象が発生しています。

令和元年（2019年）11月に市民1,000人を対象として実施した「人権に関する意識調査」においては、「同和問題に関する事柄で、特に問題があると思うのはどのようなことですか。」の問いに、「結婚の際、周囲から反対を受けること」が最も高い割合を示しております。

一方で、「あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとした場合、あなたはどのように対応しますか。」の質問では、「同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する」が最も高い割合を示す結果となっています。

このことから、心理的差別については解消する方向で進んでいるものの、依然として同和問題に対する差別意識や偏見が存在しており、人権尊重の理念や同和問題などに対する正しい理解がまだまだ十分に定着したとは言えない状況にあることが明らかになっています。

同和問題の解決を図るためには、市民の一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための教育と啓発活動を、さらに推進していくことが重要です。

## (2) 環境改善

「特別措置法」施行以前の環境については、住宅環境の立ち遅れが顕著であったため、住宅新築資金等貸付事業、小集落改良住宅や市営住宅の建設及び道路整備等の住環境の改善を重点に置いて取り組んできました。

その結果、住宅、道路に関しては同和地区と周辺地区の格差は解消されただけでなく、地域周辺全体としても整備が進み、利便性や利益の確保につながりました。また、教育集会所や田ヶ谷総合センターの整備と併せて公園や幹線道路の整備が進められ、地域住民の生活環境の改善が図られました。

こうした中、住宅新築資金等貸付事業については終了しましたが、貸付金の償還において遅延者が残り、課題となっています。借受者の高齢化や生活状況の悪化により返済が困難となっている方や、返済が滞りがちな方への適切な納付相談・指導が、引き続き必要です。

## (3) 産業・職業

本市には農業を営む世帯が多くあったことから、補助事業を活用した農業の近代化が進められ、農業の生産性は大きく改善され地域農業の振興を図ることができました。しかしながら、今日の農業をとりまく状況は、兼業化・高齢化・後継者不足などに加え、国際化の潮流の中で大きく変わろうとしており、意欲的に農業に取り組む農業経営者や後継者への支援が必要となっています。

職業や雇用情勢は着実に改善が進んでいますが、非正規労働者の問題も続いており、構造的な格差社会を招いていることから、生活困窮者に対する支援施策や各種の情報提供が必要です。

## (4) 福祉

本市では、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点施設として、集会所7か所と田ヶ谷総合センターを整備するとともに、同和問題相談員を設置し、生活上の相談に応じるなどの事業の充実に努めてきました。

集会所では、地域住民の教養の向上や健康の増進を図るため、各種集会所事業を実施しています。特に、児童生徒を対象にした小・中学生学級では、参加した児童生徒の更なる学力の向上や仲間づくりを目指しています。

また、田ヶ谷総合センターは、各種教養講座の開催など、地域住民の教育・文化の活動拠点であるとともに、様々な地域福祉活動から各種サークル活動などにも広く活用されています。

今後も継続的に事業を展開し、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして活用していく必要があります。

また、乳幼児の健全な成長と発達を図るとともに、保護者の就労を支援するため、地域内に保育所を設置しました。その保育所における人権保育の推進にあたっては、人権保育推進委員会の開催や、家庭支援推進保育士の活動を通じて円滑な運営に努めてきました。

今後も子育ての支援が必要な家庭と子どもの保育を支えるとともに、差別やいじめを許さない心をはぐくむ人権保育を、継続的に推進する必要があります。



### 3 今後の同和行政の基本姿勢

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法で保障された基本的人権に関わる重要な問題です。

本市では、これまでの成果と課題を踏まえ、差別意識の解消など残された課題の解決のため、次のとおりの基本姿勢のもと、施策を推進します。

#### (1) 人権行政の重要課題としての同和問題

同和問題を人権問題という本質から捉え、人権行政の重要な課題として位置付けて取り組むものとします。その解決は、全市民的課題であることを再認識し、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を遂行する中で相互に連携し、同和問題の解決に取り組みます。

#### (2) 差別意識の早期解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題の解決のためには、差別意識の解消が大きな課題です。同和問題を正しく理解し、人々の中にある差別意識や偏見を払拭するために、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進を施策の中心に据えて取り組むことが極めて重要です。

そのためには、同和問題の正しい理解と認識を深め、基本的人権を尊重する意識の高揚を図りながら、様々な差別意識を解消できるよう、創意と工夫による効果的な教育・啓発を積極的に推進します。

#### (3) 一般対策としての施策の実施

一般対策を活用し、必要とされる施策を適宜適切に実施し、同和問題の早期解決を目指します。

## 4 今後の同和行政の推進方向

### (1) 教育・啓発の推進

教育・啓発の推進にあたっては、これまでの取り組みの中で積み上げられてきた成果と課題を踏まえ、同和問題を人権問題の重要課題として捉え、差別意識や偏見の解消に重点を置いた施策に取り組みます。

学校教育の推進にあたっては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科・領域や総合的な学習の時間などの特質に応じ、学校のあらゆる教育活動を通して、人権尊重の理念についての理解と行動力を育てるように努めます。そのため、教職員の人権感覚を磨くための研修を充実させ、資質の向上を図ります。また、児童生徒支援加配教員については、その配置の経緯を踏まえ、活動がしやすい環境づくりに努め、効果的な活動を促進するよう努めます。

社会教育の推進にあたっては、同和問題をはじめとする各種人権問題をテーマとした研修会などの学習機会を提供するとともに、生涯にわたる人権教育が展開できるよう努めます。さらに、学校・家庭・地域社会との連携のもとに、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるよう、指導者の育成を図ります。

人権保育の推進にあたっては、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期が乳幼児期であるということに鑑み、各種交流活動や児童虐待・いじめ等の予防及び早期発見、さらには家庭教育の充実などの事業を通し、子どもの人権を尊重し、子育てにおいて支援が必要な家庭と子どもの支援を図ります。

また、本市では、人権教育・人権啓発活動の拠点施設として、集会所及び田ヶ谷総合センターを設置しています。これらの施設においては、小・中学生学級や成人学級などの集会所事業、各種教養講座の事業や文化クラブの育成などを通じて、人と人との交流を図るとともに、お互いの人権意識の向上に努めます。

さらに、北埼玉地区3市（加須市・羽生市・行田市）において民間運動団体との連携のもと、「北埼玉地区人権フェスティバル」を開催し、世代を超え

た多くの市民の参加をいただくことにより、広く交流機会の創出を図り、継続的に人権の輪を広げていきます。

## (2) 相談体制の充実

同和問題をはじめとする各種人権問題に対する適切な対応と解決を図るため、各種相談支援事業を推進しています。

主な取組として、市の合同相談での人権擁護委員による人権相談や、同和問題相談員または田ヶ谷総合センターにおける同和問題をはじめとする生活上の相談などを行っています。

今後におきましても、相談員のスキルアップや相談手法、相談窓口の周知方法など創意工夫し、同和問題をはじめとする各種人権問題に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るとともに、国・県・他市町村、NPO、民間運動団体等と連携を図り、広域的な相談支援・救済体制の充実を図ります。

## (3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を口実にした「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の阻害要因であるばかりでなく、国や地方公共団体、民間運動団体等が、長年にわたり取り組んできた教育・啓発の効果を覆す行為です。

このような「えせ同和行為」を対処するには、同和問題を正しく理解することが重要であるとともに、不法・不当な行為に対しては、関係機関、他市町村等との連携を図り、毅然とした態度で厳格に対処するなど、排除に向けた対策を強化する取組を推進します。

## 5 推進体制等

### (1) 審議機関

同和問題をはじめとする各種の人権問題に対応するため、人権教育・人権啓発に関する基本施策の検討や推進に関する審議機関として位置付けた「加須市人権施策推進審議会」において、解決に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

### (2) 推進組織

「加須市人権教育推進協議会」は、人権教育の推進を図り、同和問題をはじめとする人権問題の解決に寄与し、明るい地域社会をつくることを目的に、民間運動団体の関係者や行政・教育の関係者などが一つとなって構成された組織です。

この協議会では、人権に関する講演会や研修会、啓発など人権教育の推進に大きな役割を果たしていることから、引き続き、人権問題の解決に向け各種事業を推進します。

### (3) 広域組織・関係機関との連携・協力

広域的な組織として北埼玉地区3市（加須市・羽生市・行田市）の行政・教育・民間運動団体で構成する「北埼玉地区同和対策協議会」が設置されています。

この協議会は、北埼玉地区における同和関係機関相互の連絡を密にしてその機能を強化し、同和行政の円滑な推進を図り、同和問題の早期解決に寄与することを目的として設置された機関です。

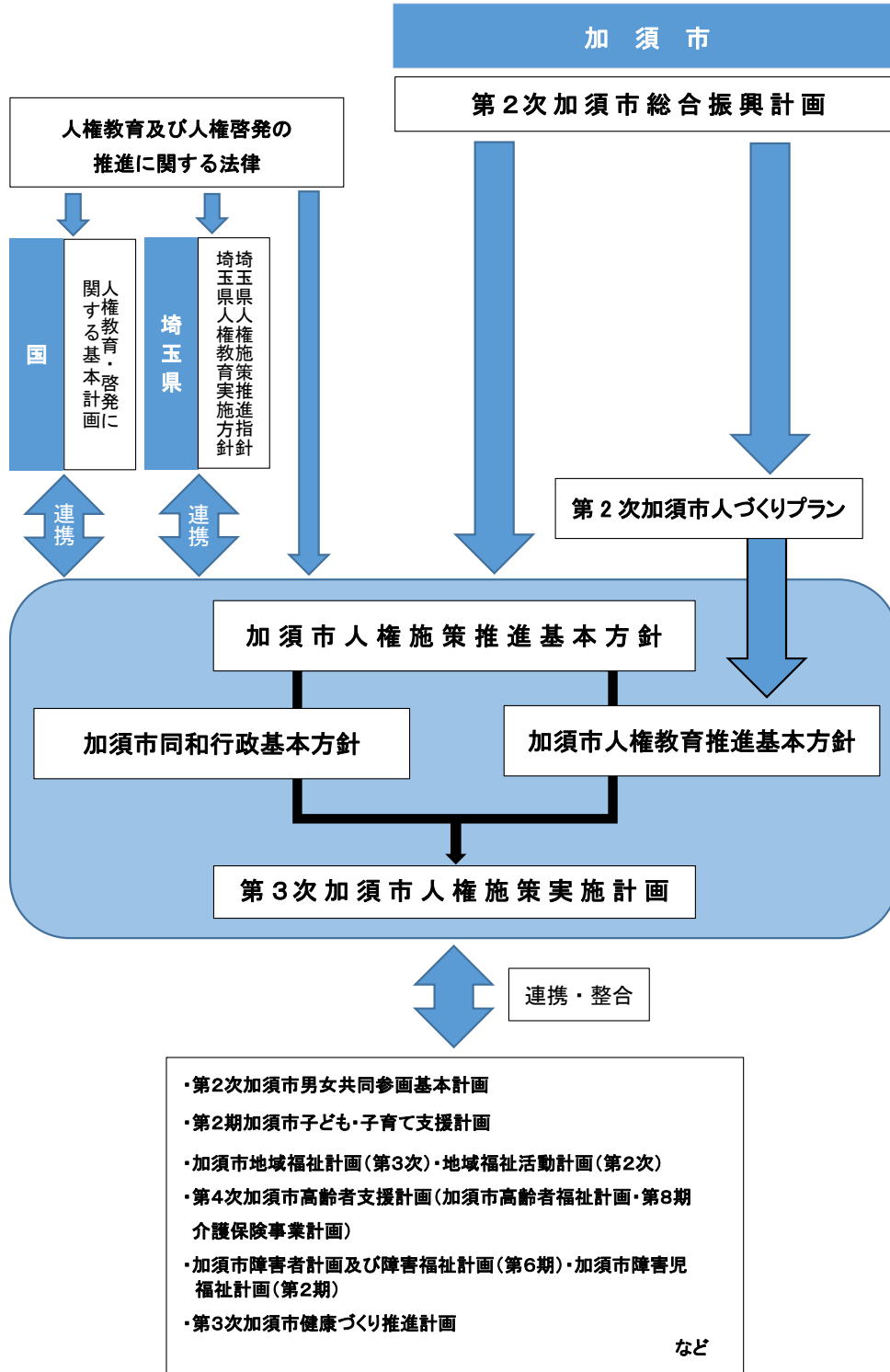
今後も、北埼玉地区の3市が連携・協力するとともに、国、県、関係機関との連携も図りつつ、同和問題の解決に努めます。

#### (4) 民間運動団体との連携・協力

同和問題を解決していく上で、行政と民間運動団体との協力関係は重要であり、それぞれの役割と立場を明確にした上で、引き続き、相互の連携・協力関係を保持するとともに、本市の運動団体対応については、平成11年（1999年）1月に策定した「同和問題に取り組む民間運動団体に対する北埼玉郡市統一对応基準」に基づき、行政の主体性を確保しつつ、同和行政を推進します。

体系図

加須市人権施策推進基本方針関係計画等関連図



## 加須市同和行政基本方針

令和 5 年 ● 月 改訂

加須市 総務部 人権・男女共同参画課  
〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1  
TEL (0480) 62-1111 (代)  
FAX (0480) 62-5981  
E-mail jinken@city.kazo.lg.jp  
市ホームページ <https://www.city.kazo.lg.jp/>

